

令和5年第2回五城目町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和5年10月30日（月）午前10時開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第69号 専決処分（第8号）の承認を求めることについて  
・令和5年度 五城目町一般会計補正予算（第4号）

日程第 4 議案第70号 専決処分（第9号）の承認を求めることについて  
・令和5年度 五城目町水道事業会計補正予算  
（第3号）

日程第 5 議案第71号 専決処分（第10号）の承認を求めることについて  
・令和5年度 五城目町下水道事業会計補正予算  
（第3号）

日程第 6 議案第72号 令和5年度 五城目町一般会計補正予算（第5号）

日程第 7 総務産業常任委員長報告

日程第 8 教育民生常任委員長報告

日程第 9 議案第73号 副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第10 議員派遣

3 閉会



## 令和5年五城目町議会第2回臨時会会議録

令和5年10月30日午前10時00分五城目町議会第2回臨時会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1 番 工 藤 政 彦	3 番 松 浦 真
4 番 石 川 交 三	5 番 椎 名 志 保
6 番 荒 川 滋	7 番 佐々木 仁 茂
8 番 畑 澤 洋 子	9 番 斎 藤 晋
11 番 伊 藤 正 春	12 番 佐 藤 重 信
14 番 館 岡 隆	

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

10 番 石 井 光 雅	13 番 荒 川 正 己
--------------	--------------

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長 渡 邊 彦兵衛	副 町 長 武 田 和 栄
教 育 長 畑 澤 政 信	総 務 課 長 東 海 林 博 文
まちづくり課課長補佐 柴 田 浩 之	税 務 課 長 笹 川 由 美
会 計 管 理 者 猿 田 仁	議 会 事 務 局 長 猿 田 玲 子
農 林 振 興 課 長 大 石 芳 勝	商 工 振 興 課 長 小 玉 洋 史
建 設 課 長 猿 田 弘 巳	学 校 教 育 課 長 工 藤 ひとみ
生 涯 学 習 課 長 越 高 博 美	住 民 生 活 課 長 石 井 一
健 康 福 祉 課 長 石 井 政 幸	消 防 長 佐 々 木 貴 仁

1. 会議書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 猿 田 玲 子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。



午前10時00分 開会

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数11名、会議は成立いたしました。

ただいまから令和5年10月30日招集の令和5年第2回五城目町議会臨時会を開会の上、直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員を当席より指名いたします。6番荒川滋議員、7番佐々木仁茂議員の両名を指名いたします。

本臨時会の会期日程等について、議会運営委員長より報告を求めます。7番佐々木委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） おはようございます。

令和5年10月30日招集の令和5年第2回五城目町議会臨時会の運営について協議のため、本日午前9時より議会運営委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は6名全員であります。参与には議会正副議長、当局からは武田副町長、東海林総務課長、小玉総務課課長補佐、書記には猿田議会事務局長を指名し、会議に入りました。

付議事件は5件であり、会期日程については、本日1日限りといたしました。

この後、議案上程で議案第69号から72号までを説明、質疑、各常任委員会付託となります。各常任委員会終了後、本会議を再開し、各常任委員長報告、質疑、討論、議決を為し、そののちに議案第73号の人事案件1件について議案上程、説明、質疑、議決を為し、最後に議員派遣を議決して閉会となります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（石川交三君） 議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 質疑はないものと認めます。

本臨時会の日程等については、議会運営委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり

決めます。

日程に従い、議案の審議に入ります。

議案第69号、専決処分（第8号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 予算書1ページをお願いします。

議案第69号、専決処分（第8号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第4号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和5年度五城目町一般会計において、この7月の大雨への対応として、町所有施設の災害復旧や被災者支援の追加経費、7月・8月の上下水道の使用料の免除に対する水道・下水道事業会計への補助金、廣徳寺橋の応急仮工事費などの経費について、特に急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年9月29日付けをもって令和5年度五城目町一般会計補正予算（第4号）を専決処分させていただいたものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ4億9,995万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を91億7,478万5,000円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

8ページをお願いします。

14款1項3目災害復旧費国庫負担金2節01現年災害復旧事業費負担金の補正は、歳出の公共土木施設災害復旧事業の財源として1億6,620万3,000円を補正するものです。

10ページをお願いします。

14款2項2目民生費国庫補助金3節01災害廃棄物処理事業費補助金の補正は、これまで補正した分も含め、歳出の災害廃棄物処理に係る財源として1億2万2,000円を補正するものであります。

12ページをお願いします。

17款1項1目寄附金1節04一般寄附金（災害支援）の補正については、これまで寄附のあった実績額に対する補正で、1,280万円を補正するものであります。

14ページをお願いします。

18款2項1目財政調整基金繰入金1節01財政調整基金繰入金の補正は、歳出に見

合う不足の財源として1億3,577万円を補正するものであります。

16ページお願いします。

20款6項6目雑入1節02総務課分の補正は、水没し故障した公用車に対する全国自治協会からの共済金として226万4,000円を補正するものであります。

18ページお願いします。

21款1項7目災害復旧債2節01現年公共土木施設災害復旧事業債の補正は、公共土木施設災害復旧事業の財源として8,290万円を補正するものであります。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

20ページをお願いします。

2款1項総務管理費5目0001財政管理費の補正は、上山内町内にある旧農業集落排水施設が浸水したことにより、清掃委託費などについて50万円を補正するものであります。

22ページ、3款5項災害救助費1目0001災害救助費の補正は、町単独の見舞金や被災者生活支援特別給付金の追加、7月の災害発災以降、町内の温泉施設による入浴支援に対する謝礼金、災害廃棄物の収集運搬、処理などの経費の追加、被災者支援を円滑に進めていくための被災者支援システムの導入などの経費について1億4,605万2,000円を補正するものであります。

1目0003災害救助費建設課分の補正は、水害により、修理等が必要な街灯、建設課車庫、加えて道路側溝の泥上げ等の清掃経費の追加に関する経費として3,827万円を補正するものであります。

1目0009災害救助費（住宅支援等）の補正は、被災者の住宅応急修理に関して、災害救助費の対象となる修理内容の詳細確認のため、秋田県建築士会へ協力をあおぐ経費95万4,000円を補正するものであります。

24ページをお願いします。

4款2項水道費1目0001上水道整備費の補正は、7月・8月の水道料の免除、浄水場の防水対策経費について、一般会計から水道事業会計への補助金・出資金について5,318万9,000円を補正するものであります。

26ページをお願いします。

8款4項都市計画費2目0001街路維持補修事業の補正は、街路樹の枝の除去に係る機械借り上げ料として15万2,000円を補正するものであります。

6目0001下水道事業費の補正は、7月・8月の下水道使用料の免除について、一般会計から下水道事業会計への補助金1,166万1,000円を補正するものであります。

28ページをお願いします。

11款2項公共土木施設災害復旧費1目0001災害復旧事業の補正は、廣徳寺橋の応急仮設工事費など2億4,918万1,000円を補正するものであります。

以上が一般会計の主な補正内容であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。9番斎藤晋議員

○9番（斎藤晋君） 大変な災害であったことは、この数字を見ても分かると思いますし、職員の皆さんも頑張っていたいて今に至っていることと思います。

私は前職、こういう温泉施設のところにおりましたので、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

他町村の温泉施設もご協力いただきまして、町内の温泉施設も3つありますし、町外の温泉施設もあちこちで協力いただいたと思います。それが把握できているのであれば、何人が他町村に入りに行ったのかということをお知らせいただきたいと思いますし、その他に町内温泉施設3施設に関して、どのぐらいの人数が入ったのかということをお知らせいただきたいと思います。

それで、温泉施設に関してですけれども、謝礼金と、温泉の入浴者数、それからその期間というものがあると思いますが、7月17日からでしょうか、8月いっぱいというようなことだったと思いますが、その期間、何人入ったのかということをお知らせいただきたいと思います。

それと、謝礼金、それから入浴料というものが、その謝礼金の中に含まれていたと思いますが、その謝礼金がどのぐらいの料金で支払いというか補助、謝礼金としてやったのかですね。人数掛けるいくらというようなことだと思いますが、その中で私は前々から温泉施設に関しては、入湯税に関していろいろ疑問に思っております。その疑問に思うことは、普通であれば1日から月末までの申告、翌月の何日までということ報告する義務がありまして、それを納入するわけですけれども、決算委員会等で見ますと、その人数等が非常に疑わしいものがいっぱいあります。その中で今回どういうふうに入湯税等も処理されたのかということをお伺いしたいと思います。



それで、お話いただいで分かるものと、見なければ分からないものがあると思いますので、その入湯税に関しては令和5年分納入申告書、それと別に、この謝礼金の部分、そういうものが別にあるとすれば、その部分も提出いただきたいということですね。

そのぐらいですかね。何とか議員全員にその部分を文書で、文書というか表で表していただければありがたいと思います。

○議長（石川交三君） それぞれについて執行部の答弁を求めます。東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） 9番斎藤議員のご質問にお答えします。

詳細については、まず後から資料として提出差し上げますけれども、今分かる、把握しているところでお答えしたいと思います。

各近隣の町村からで入浴を提供してくれた施設、これは三種町が2施設、大湊村が1施設、井川町が2つ、湊上市が2つ、それと八郎湊町はトレーニングセンターという、シャワーのほうは1つというところで、人数のほうはちょっと把握してございません。こちらについては全く先方さんのほうのご厚意により提供いただいたものでして、町から何らかの謝礼とかそういったものは発生してございません。

資料のほうでも後から提出しますけれども、町内の温泉施設につきましては、湯の越温泉が7月17日から8月31日までで無償で提供した、入浴を提供したのが1,457人、それと小倉温泉が7月29日から8月12日までで202人の方が無料でご利用しております。赤倉山荘につきましては、7月19日から8月31日までで140人利用してございます。

入湯税の関係については、今現状、赤倉山荘さんについてはお支払いされているという認識であります。小倉温泉はまだなのか、収納の関係、今現在把握してございませんので、そこははっきり言えないんですけども、あと、湯の越温泉さんは現状窓口だった人と納付いただいた人と違ったものですから、こちらの意図がうまく伝わってないということで、改めて先ほども電話で連絡しまして、この数ですよということで改めて詳細は詰めております。

内訳につきましてはですけども、この人数掛けるまず利用料、湯の越温泉、小倉温泉については500円徴収しているということですので、その分を掛けてございます。赤倉山荘については350円ということで、この分を掛けております。それで、プラス10万円というのをお礼としてお支払いしております。この10万円というのが、じゃあどういふ根拠に基づくものなのかといいますと、小倉温泉さんと赤倉山荘の利用者が大体

200人と140人ということで、小倉温泉と赤倉山荘を比べると大体7割方の利用者だということで、10万円、20万円、30万円、いろいろ金額はあろうかと思えますけども、10万円、こちらから要請してお願いしたというところがありますので、何らかしらのお礼はしたいという思いでもって、じゃあそれが適当なのはいくらなのかということを考えまして、その利用者の率をあまり大幅に超えるようであれば、ちょっと不平等なのかなということで、10万円であれば大体7割近くなりますので、そこで10万円という金額にしております。

また、それとあわせて、今回まず他町村からもいろいろとご厚意によって提供いただいたわけですが、この後、他町村でこのような災害があった時には、町のほうでも協力依頼しなきゃいけないなという思いもありますので、そういった思いもその謝礼の部分については、この後のご協力もお願いしたいという意味合いも含めております。

詳細については後から資料で提出させていただきますので、以上ご説明とさせていただきます。

○議長（石川交三君） 9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） ありがとうございます。先ほども申し上げましたけども、私、教育民生常任委員会でこの問題も審査することになると思いますが、うちのほうでは税金に関しては審査できませんので、ぜひ総務のほうでこの問題を審査していただきたいと思えますし、入湯税に関しては町民の税金ということになりますし、それが申告がちょっとおかしいということであれば、前々の決算委員会でも指摘はしてきましたけども、それが何ら是正されていないような気もいたしますので、この際にはっきりさせておいたほうがいいのかという思いもありまして、こう質問もさせていただきました。どうかその入浴者数、そういうものに関しても表に表していただきたいと思えますし、そのうち7月を例にとりますと、7月の十何日から入湯料がただになるということですけど、その前に何人入ったのかと、分かっていたらお示しいただきたいと思えますので、ぜひそういうものも表として表していただければありがたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（石川交三君） 必要な資料は、全議員に配付をお願いいたします。

他に。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 28ページですけども、廣徳寺橋についてですね、仮橋ができてどうにか通行できるようになって非常に良かったなと思っておるわけですけども、こ

こで2億4,000万ほどのかなり大枚の予算がついておりますが、この中身についてちょっとお知らせ願いたいと。

それで、仮橋について、あれは国から、県から貸与されたのか、それとも有料なのか、その辺も少しお願ひしたいと思ひます。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 館岡議員にお答えいたします。

まずはじめに、廣徳寺橋応急仮工事になりますが、こちらは2億318万1,000円であります。

また、併せまして町道湯ノ又川向線道路災害復旧工事、こちらも緊急性を持っておりますので、4,600万円を計上しております。

また、仮橋に関しましては、国交省さんからの無償貸与であります。

以上です。

○議長（石川交三君） 他に。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第69号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第70号、専決処分（第9号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 予算書お願ひします。

議案第70号、専決処分（第9号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町水道事業会計補正予算（第3号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、7月の大雨時に浄水場が被災し、全町的に長期の断水を余儀なくされる中、被害のあった地域の片付けへの支援として、7月・8月の水道料の免除、浄水場の当面の防水対策経費などの補正となっております。

補正額は、7月・8月の水道料の免除分として、第2条収益的収入において営業収益

を2,777万9,000円の減額補正、また、被災後の修繕費用の追加として、収益的支出において営業費用を803万円増額補正するものであります。このほか、浄水場の当面の防水対策経費として、第3条資本的収入・支出ともに2,541万円を増額補正とするものであります。

なお、この水道料の免除に対する収益的収入の減、浄水場の当面の防水対策経費の財源は、一般会計から繰り出しにより対応しております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。6番荒川議員

○6番（荒川滋君） これはこちらの委員会で審査することになりますけども、一つお願いを込めて確認ですけども、この防水対策に係る2,541万円の補正が組まれておりますけども、防水対策ということでは止水板などということもあるかと思えます。どのようなもので進められるかということ、イメージがつかめる資料の提出を、これは委員会というよりも全議員に配付していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 後ほど配付させていただきます。

○議長（石川交三君） 他にございますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第70号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第71号、専決処分（第10号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 予算書37ページお願いします。

議案第71号、専決処分（第10号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町下水道事業会計補正予算（第3号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、7月の大雨時に浄水場が被災し、全町的に長期の断水を余儀なくされる中、

被害のあった地域の片付けへの支援として、7月・8月の下水道使用料の免除を補正しております。

補正額は、7月・8月の下水道使用料の免除分として、第2条収益的収入1,166万円を減額補正するものです。なお、この分の財源は、一般会計からの繰り出しにより対応しております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第71号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第72号、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 補正予算書の1ページをお願いします。

議案第72号、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第5号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和5年度五城目町一般会計において、7月の大雨への対応として被災した農業者への県と町の共同による補助事業、さらに被害が確認され、冬前に対応が必要な街路関係への経費、災害復旧事業に関しては廣徳寺橋の本工事費などを含む公共土木施設関係の経費等を計上させていただいております。

補正額は、歳入歳出それぞれ4億6,570万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を96億4,048万6,000円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

6ページをお願いします。

14款1項3目災害復旧費国庫負担金2節01現年災害復旧事業費負担金の補正は、廣徳寺橋の本工事に係る国庫負担金として2億6,680万円を補正するものでありま

す。

8 ページ、15 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金 1 節 1 1 農業経営等再開支援事業費補助金の補正は、7 月の大雨で被災した農業者に対して県と町とで共同で実施する補助事業に係る県補助金として1,359 万 1,000 円を補正するものです。

10 ページお願いします。

18 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 1 節 0 1 財政調整基金繰入金の補正は、歳出補正に見合う財源として5,211 万円を補正するものであります。

12 ページお願いします。

12 款 1 項 7 目災害復旧債 2 節 0 1 現年公共土木施設災害復旧事業債の補正は、廣徳寺橋の本工事に係る災害復旧事業債として1 億 3,320 万円を補正するものであります。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

14 ページをお願いします。

6 款 1 項農業費 3 目 0 0 0 1 農業振興費一般の補正は、歳入で説明したように、7 月の大雨で被災した農業者に対するパイプハウス、乾燥機、トラクターなどの農業施設・機械等の修繕費、種子購入費等に対する県と町の共同での補助事業の経費 3,017 万 3,000 円を補正するものであります。

16 ページお願いします。

8 款 2 項道路橋りょう費 2 目 0 0 0 1 道路補修事業の補正は、建設課車庫が被災したことにより、道路の補修材料を新たに購入するための経費 94 万 9,000 円を補正するものであります。

18 ページ、8 款 4 項都市計画費 2 目 0 0 0 1 街路維持補修事業の補正は、新たにウッドロードアーチの融雪装置が故障したことが発見されたため、必要な修繕費 21 万 6,000 円を補正するものであります。

20 ページお願いします。

11 款 2 項公共土木施設災害復旧費 1 目 0 0 0 1 災害復旧事業の補正は、廣徳寺橋の本工事や橋が元どおりに通れるようになるまでの応急仮設工事において必要となる土地借上料、物件移転補償費を含む公共土木施設災害復旧費 4 億 3,436 万 3,000 円を補正するものであります。

以上が一般会計の主な補正内容であります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよ

うお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第72号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

各常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本臨時会において各常任委員会に付託の各案件について、各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

報告の順序は、総務産業常任委員会、教育民生常任委員会の順序に行います。

総務産業常任委員長の報告を求めます。6番荒川委員長

○総務産業常任委員長（荒川滋君） 本日招集の令和5年第2回臨時会において当総務産業常任委員会に付託された付議事件は、関係部分を含む議案4件であります。

これらの審査のため、総務産業常任委員会室におきまして、本日午前11時から会議を開いておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

出席委員は1名欠席の5名。参与には猿田議会事務局長、猿田会計管理者、東海林総務課長、笹川税務課長、小玉商工振興課長、大石農林振興課長、猿田建設課長、柴田まちづくり課課長補佐はじめ関係職員、書記には総務課笹川係長、農林振興課齊藤主査、建設課小玉主査を指名し、会議に入りました。

はじめに、議案第69号、専決処分（第8号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第4号）の関係部分についてであります。

本案は、7月に発生し、甚大な被害をもたらした大雨災害に対応するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年9月29日付けをもって補正予算の専決処

分したため、議会に報告し、承認を求められたものであります。

その内容として、財産管理費の中では、上山内の農業集落排水処分場の今後についての質疑がありました。

それに対して、あの建物は補助事業により建設した施設であり、その補助金に係る償還期間がまだ終わっていないため、取り壊しはできないということであります。現在は使われてはおりませんが、度重なる水害で被害を受けている建物であります。

それから、災害救助費建設課分としては、作業委託料3,500万円の中身を聞く質疑に対しまして、道路及び側溝の清掃、泥上げに係る費用であります。その範囲が広いために、8月から鋭意取りかかってはおりますが、まだ続いている状況であります。

続いて、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費工事請負費であります。これは廣徳寺橋仮橋関連と湯ノ又の川向線の改修工事に係るもので、委員から、廣徳寺橋仮橋関連で門前町内会からの要望が様々出ていると思うが、どのように対応しているかという質疑に対しまして、その要望を聞き、直角に曲がる仮道路の通行を順調にするとか、そのように要望に応じて対応しているという答弁がありました。

他には特に意見もなく、議案第69号の関係部分は、全会一致で承認すべきものと決しました。

なお、議案上程時に斎藤晋議員から提案があり配付された議案第69号に関連する町内入浴施設の入湯税に関する資料配付について、当委員会で話し合っておりますので、あわせてご報告いたします。

今回の議案第69号の専決処分において、被災者入浴支援謝礼金が報告されております。それに関わる入浴者の入湯税についてであります。各入浴施設からの申告のあった被災者入浴支援謝礼金対象者数と入湯税の納付者数、この数値に不自然な点がありました。入湯税については、決算特別委員会で毎年のように取り上げられております。まずは町税条例に則って毎月15日の申告期限と納付を守り、そして不適切なことがないよう、改めて指導監督をするよう強く指摘が出されました。

続いて、議案第70号、専決処分（第9号）の承認を求めることについてであります。令和5年度五城目町水道事業会計補正予算（第3号）。

本案は、令和5年度五城目町水道事業会計において、大雨により7月と8月使用分の水道使用料を減免したことに伴い、減免相当額を一般会計から繰り入れるため、また、被災した水道施設復旧対応費用が必要なため、地方自治法第179条第1項の規定によ



り補正予算の専決処分をしたため、議会に報告し承認を求められたものであります。

減免した水道使用料については、金額は2,777万9,000円で、件数は7,581件。

水道施設復旧対応は、その内容は7月に被災した浄水場の応急復旧対策として、各建屋とキュービクルなどへの防水板設置、それから浄水プールのマンホール嵩上げ、通気口の高さ確保などであり、浄水場の防水板についての質疑に各建屋の開口部とキュービクルなど14か所に設置し、その防水板の強度は十分なものであるとの説明がありました。

他に「浄水場での懸命な復旧作業と水道使用料減免に係る町民からの感謝の声が多く届いている」との発言もありました。

他には特に意見もなく、議案第70号は、全会一致で承認すべきものと決しました。

続いて、議案第71号、専決処分（第10号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町下水道事業会計補正予算（第3号）であります。

本案は、水道と同じですけれども、令和5年度五城目町下水道事業会計において、大雨により7月と8月使用分の下水道使用料を減免したことに伴い、減免相当額を一般会計から繰り入れるため、地方自治法第179条第1項の規定により、補正予算の専決処分をしたため、議会に報告し承認を求められたものであります。

下水道使用料については、その減免した件数は4,774件、額は1,166万円と説明があったほか、特には意見もなく、議案第71号は、全会一致で承認すべきものと決しました。

続いて、議案第72号、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第5号）についてであり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億6,570万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を96億4,048万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫負担金、これは現年災害復旧事業費負担金であり2億6,680万円、県の補助金、これは農業経営等再開支援事業費補助金に該当するもので1,359万1,000円などとなっております。

歳出につきましては、農業経営等再開支援事業費補助金として、その内容は、施設や機械に対する補助と種子購入に対する補助で、パイプハウス13か所、乾燥機5台、もみすり機3台、選別計量器4台などを想定し、種子購入では、稲は冠水面積385ha、10a当たり4kgの種子、大豆は23ha、10a当たり5kgに相当する額に対し、

既定の割合を補助するものであります。

災害復旧事業では、廣徳寺橋のその復旧につきましては、作業ヤードや作業道などの土地借り上げ、本体工事につきましては、その質疑に対しまして、橋桁、橋脚を撤去し、今後は橋脚のない1本の橋桁による橋となり、令和6年度内の完成を目標に事業を進めていくという説明がございました。

他には特に意見もなく、議案第72号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業常任委員会の報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。9番斎藤晋議員

○9番（斎藤晋君） 委員長の報告の中で税に関する私がお願いしました入浴謝礼の件ですけれども、その税の申告に関して入湯者数と、その税の申告者数に差異があったというようなお話がありましたけれども、何人差異があったのかお知らせいただけますか。

○議長（石川交三君） 荒川委員長

○総務産業常任委員長（荒川滋君） 斎藤議員にお答えします。

当初出されました資料では、湯の越温泉、「ゆあみ」のところであります。7月分・8月分、合わせて1,457人の、これは入湯税を納める方ということは、来場者があったということでありましたが、のちの説明では、その1,457が1,823に変更になったという報告がありました。

以上です。

○議長（石川交三君） 他に。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第69号を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第70号、議案第71号は原案承認、議案第72号は原案可決と決します。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。5番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 令和5年第2回臨時会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件は、関係部分1件であります。

この審査のため、本日午前11時10分より、教育民生常任委員会室において会議を

開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は1名欠席の6名であります。参与には畑澤教育長、工藤学校教育課長、越高生涯学習課長、石井一住民生活課長、石井政幸健康福祉課長、佐々木消防長はじめ関係職員、書記には住民生活課島山係長を指名し、会議に入っております。

議案第69号、専決処分（第8号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第4号）関係部分についてであります。

本案は、令和5年度五城目町一般会計において、7月に発生し、甚大な被害をもたらした大雨災害に対応するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年9月29日付けをもって補正予算の専決処分をしたものであり、議会に報告され承認を求められたものであります。

当委員会関係部分は、住民生活課関係であり、歳入では、災害廃棄物処理事業費補助金の増額補正、歳出では、被災者見舞金の追加分、被災者入浴支援謝礼金、災害廃棄物である家電のリサイクル料金、廃棄物処理委託料、被災者生活支援特別給付金追加分などの増額補正であります。

委員から、システム使用料について、今後の復旧の進み具合など、記録として町民に表すことができるシステムでもあるのかと質疑があり、当局から、人や世帯に対するシステムであり、主に支援漏れを防ぐためのものであると答弁がございました。

また、被災者入浴支援謝礼金に対し、予算科目の名称が被災者入浴支援謝礼金となっていることでもあり、無償の対象者をどう限定し、どう人数を把握したのかと質疑があり、当局から、断水したことでもあり、全町民を被災者と捉え、無償の対象を全町民、災害ボランティアとし、町外の利用者からは入湯料をいただいた。入湯者数は、各入湯施設へ聞き取りを行ったと答弁がございました。

また、議案上程の際、総務課長より町から無償のお願いをしたとの発言があったが、対象期間が各施設で異なるなど、どういう要請の仕方であったのか、また、謝礼が支払われることは要請時に伝えられていたのかと質疑があり、当局から、要請した時点では謝礼の考えはなかったかと思われる。このことは総務課が主導し、行ったことであるといった答弁がございました。

被災家屋の応急修繕の申請が対象家屋の約半数であることに対し、委員から、申請できないでいるということは、それ以上の費用がかかるため、修繕をあきらめているのではないか。そういった方たちの力になることはできないのかと質疑があり、当局から、

生活支援給付金なども活用していただきたいといったことや、健康福祉課ではそういった方々の生活状況の確認を行っている。介護サービス以外のサービスの提供を模索しているが、今こそ地域ぐるみの見守り体制の強化や住める場所の支援などの計画策定の必要に迫られていると感じている。来月予定されている第9期介護保険事業計画策定委員会の中で、そういったことも話し合われる予定であるとの答弁もございました。

議案第69号は、全会一致で承認すべきものと決しております。

以上で、令和5年第2回臨時会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

次に、議案第69号、専決処分（第8号）の承認を求めることについて、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案に対する各委員長報告は原案承認です。各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（石川交三君） 9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） 一般会社であれば、町民のためにいいことをするというので、その後に関しては後で決めるべというような、それが成り立つかもしれませんが、しかし、町民の税金、国民の税金、そういうものを取り扱う町としては、今回の温泉施設に対する、その協力金なりそういうものの扱いが雑であったような気がいたします。やはり行政マンとして、その辺はちゃんと考えてやらなければいけないと思いますし、一般の会社とは違うんだという、そういう意識を持ってやらなきゃならないと思う観点から、この69号に関しては反対いたします。

○議長（石川交三君） ただいま、9番斎藤晋議員から発言がございました。

議案第69号について採決をいたします。この採決は起立によって行うことにいたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 採決の方法は起立と決しました。

本案に対する各委員長の報告は原案承認です。議案第69号については、各委員長報

告のとおり、原案承認に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石川交三君) 起立多数です。したがって、議案第69号は、原案承認と決めます。

次に、議案第73号、副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案配付のため、暫時休憩します。

午後 3時22分 休憩

.....  
午後 3時24分 再開

○議長(石川交三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第73号について提案理由の説明を求めます。渡邊町長

○町長(渡邊彦兵衛君) 議案第73号、副町長の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町の副町長が令和5年10月31日をもって任期満了となることに伴い、新たに澤田石清樹氏を選任したく、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。

澤田石氏は、皆様ご承知のとおり、令和3年3月31日の退職まで町職員として、まちづくり課長などを歴任されており、これまでの経験、人柄などからして、真に適任と思われるので、議会の同意をお願いする次第でございます。

澤田石氏の経歴などにつきましては、お手元の議案に添付させていただきましたので、よろしくご審議いただき、何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。14番館岡議員

○14番(館岡隆君) 議案が配付されて、今、ある意味、驚いたわけでございますけれども、確かに現職副町長の任期も確かにくると思いますが、その間に町長と副町長は、これからについてとか、後任についてとかという話し合いを2人でされてきたのかどうか。それでこの人事に対して、副町長はいかが思って、好意的であったのか、いや、そうじゃないよという考えであったのか、町長としてどういうふうに捉えてあったのか、その辺を教えていただきたいと思っております。別にこの方が悪いとかいいとかじゃなくて、

今まで副町長として町長をサポートしてきた副町長とは、どういう関係でおられたのか、その辺をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） ご質問にお答え申し上げます。

武田副町長の任期が10月31日までということで、私自身、熟慮を重ねた結果、本臨時会での提出となったものであります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 町長の答弁は、熟慮された結果というふうな話されておりましたが、熟慮されたのは町長自身でしょう。その件について熟慮された結果という言い方は、言葉的にちょっと合わないんじゃないかなと思うんです。私が伺っているのは、副町長とのある意味、円満に副町長が任期満了されたのかどうか。今後、副町長では、もう耐えきれないものがあるのかどうか。絶対今、新しい副町長を入れなきゃならない事項があるのかどうか、その辺を伺っているわけですから、今の答弁じゃちょっと足りないと思います。もう一度お願いいたします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 先ほど申し上げましたとおり、私自身、熟慮を重ねた結果、本臨時会の提出となったものでございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。議案第73号のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第73号、副町長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたします。

次に、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第115条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。議員派遣の件について決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件については決定いたします。

お諮りいたします。ただいま決定しました議員派遣の内容に、今後変更を要する場合は、その取り扱いを議長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取扱いは、議長に一任されました。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査のため、五城目町議会会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

ここで、武田副町長より発言を求められておりますので、これを許します。武田副町長、副町長は壇上までお進みください。

○副町長（武田和栄君） ご挨拶の時間を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

平成19年11月1日に副町長を拝命し、町議会議員の皆様からは、格別のご厚情とご指導を賜り、無事に大過もなく職務を全うすることができましたことを、ここに謹んで厚く御礼申し上げます。

4期16年、五城目町の発展やまちづくりの一端を副町長として担えたことは、大変光栄なことです。今後は、一町民として、五城目町の発展を見守っていきたいと思います。

結びに、五城目町の発展と皆様のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げ、退任の挨拶とお礼といたします。

長い間、本当にありがとうございました。

○議長（石川交三君） 以上で本日の会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第2回五城目町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後 3時31分 閉会



会 議 録 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員